金ケ崎町農業委員会議事録

令和元年 6 月 20 日午後 1 時 30 分から令和元年第 6 回金ケ崎町農業委員会を、金ケ崎町役場 4 階大会議室に招集して開催した。

１．本会議に出席した委員は 12 名で次のとおりである。

第 1 番委員	高　橋　旦　志	第 7 番委員	名　和　和　弘
第 2 番委員	石　　田　　一	第 8 番委員	菊　地　重　治
第 3 番委員	小　嶋　教　三	第 9 番委員	千　　葉　　実
第 4 番委員	髙　橋　正　則	第 10 番委員	小 野 ま り 子
第 5 番委員	松　本　義　文	第 11 番委員	那 須　　正 昭
第 6 番委員	千　田　眞　一	第 12 番委員	菊　地　成　壽

２．本会議に出席した者は次のとおりである。

事 務 局 長	阿　部　一　之
事務局長補佐	阿　部　勝　利
係　　長	及　川　　靖
主　　事	千　田　知　美

２．本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第１号　農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第２号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約の通知について
議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請審議について
議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第３号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第４号　金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について
議案第５号　農業委員会の適正な事務実施に係る平成３０年度金ケ崎町農業委員会の点検・評価並びに令和元年度金ケ崎町農業委員会の目標の設定及び活動計画の決定について

４．本会議の書記は次のとおりである。

係　　長	及　川　　靖
主　　事	千　田　知　美

議　　長　　只今から令和元年第6回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間　13時30分

議　　長　　只今の出席委員は、12名であります。
　定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議　　長　　日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
　―――異議なしの声あり―――――
議　　長　　異議なしと認め、議事録署名人には3番小嶋教三委員、4番髙橋正則委員を、書記には事務局を指名いたします。

議　　長　　日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
　―――異議なしの声あり―――――
議　　長　　異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議　　長　　日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
事務局長　　【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
議　　長　　報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議　　長　　日程第4、報告第1号　農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑が無いようですので、報告第1号を終わります。

議　　長　　日程第5、報告第2号　農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑が無いようですので、報告第2号を終わります。

議　　長　　日程第6、議案第1号　農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
第1番委員　　1番高橋です。番号2番の案件について、譲渡人の申請事由が農業

廃止となっていますが、どのような背景でしょうか。

事　務　局　事務局では窓口申請時に皆様から申請事由の聞き取りをしておりますが、譲受人の[redacted]さんから事情を伺ったところ、譲渡人の[redacted]さんから頼まれたので引き受けるということでした。譲渡人は今回の案件の農地を売却すると所有農地がなくなり、今後は農業を行わないとのことですが、譲渡することによって、当該農地は不耕作にはならないということです。

第１番委員　その後の管理等はどのようになるのでしょうか。

事　務　局　第３条の申請時に許可要件として、農地を取得後耕作することを挙げております。当該案件農地も許可申請書別添で田として利用する予定であることを確認しております。

議　　長　ほか、質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り採決いたします。

議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。

―――全員挙手―――

議　　長　挙手全員であります。よって当案件は許可することに決定しました。

議　　長　日程第7、議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事　務　局　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　説明が終わりました。

続いて、現地調査の報告を求めます。番号１番から３番の案件について、４番髙橋正則委員より報告願います。

第４番委員　４番髙橋です。6月14日午後に、街地区の農地利用最適化推進委員の高橋重貴委員と、事務局の及川係長と現地調査に行ってきました。[redacted]が店舗新築のために、農地所有者の[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さんから農地を賃貸借により借り受けて転用しようとするものです。農地転用の許可基準であります立地基準ですが、申請地は[redacted]を東に下ったところにあり、都市計画の近隣商業地域に指定されています。一般基準についてですが、申請地の周囲は宅地及び道路となっており、転用による隣接地への影響はないものと考えられます。事業実施に係る費用については、金融機関からの残高証明書により、確保されていることを確認いたしました。以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議　　長　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り採決いたします。

議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意

見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

―――全員挙手―――

議　　長　挙手全員であります。よって当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議　　長　日程第8、議案第3号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事　務　局　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　説明が終わりました。

ここで、利用権設定番号1番の案件について、7番名和和弘委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので、退席を命じます。

これより利用権設定番号1番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

利用権設定番号1番について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

―――挙手全員―――

議　　長　挙手全員であります。よって当案件は原案のとおり決定いたしました。

7番名和和弘委員の入室を許します。7番名和和弘委員の案件については、原案のとおり決定しました。

それでは、議案第3号のそのほかの案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

―――挙手全員―――

議　　長　挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定しました。

議　　長　日程第9、議案第4号　金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事　務　局　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第4番委員　4番髙橋です。番号10番の案件についてですが、農業公社が一度借りたものを、[redacted]へ転貸するというもので、賃借料が10aあたり一律8,000円となっています。しかし、農業公社が7,000円で借り上げ、[redacted]へ8,000円で転貸する案件もありますが、これはどういうことなのでしょうか。

事　務　局　当案件は、集積計画で所有者から農業公社へ賃貸借、配分計画で農

業公社から[redacted]へ転貸するものです。金額については個別の筆ごとに設定していますが、議案には一番高い代表の金額のみを記載しております。その部分のご説明が足りず、申し訳ありません。

第４番委員　7,000円で農業公社が借りた土地は、[redacted]へも7,000円で貸し出されるということですか。

事務局　その通りです。

議長　ほか、質疑ありませんか。

―――なしの声あり―――

議長　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議長　討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号　金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

―――挙手全員―――

議長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議長　日程第10、議案第5号　農業委員会の適正な事務実施に係る平成30年度金ケ崎町農業委員会の点検・評価並びに令和元年度金ケ崎町農業委員会の目標の設定及び活動計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第12番推進委員　農地利用最適化推進委員の桑島です。53ページの農地所有適格法人からの報告への対応についてですが、36法人中3法人が未提出となっていますが、これは平成30年度のみの結果でしょうか。また、農地所有適格法人は報告書提出義務がありますが、未提出の法人に対してどのような対応を行うのでしょうか。

事務局　平成29年度実績を平成30年度に提出してもらったものについての状況を記載しております。平成28年度実績は平成29年度中に全法人が提出済みです。未提出の3法人については、今後電話等で提出の督促を行う予定です。

議長　ほか、質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議長　質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議長　討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号　農業委員会の適正な事務実施に係る平成30年度金ケ崎町農業委員会の点検・評価並びに令和元年度金ケ崎町農業委員会の目標の設定及び活動計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

―――挙手全員―――

議長　挙手全員であります。よって、当案件は原案のとおり決定しました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。令和元年第6回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。大変ご苦労様でした。

時間　14時20分